

反社会勢力に対する基本方針



当社は、業務の適切性および健全性を確保するため、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした姿勢で臨み、「反社会的勢力に対する基本方針」を下記の通り定めます。

1.取引を含めた一切の関係遮断について

- ・取引関係も含め反社会的勢力とは、一切の関係を持ちません。
- ・反社会的勢力に関する情報の収集に努めるとともに、取引関係の審査を行います。
- 取引後に反社会的勢力と判明した場合には、利益供与とならないよう必要な措置を講じます。

2.反社会的勢力の不当要求に対する役職員の安全確保について

- ・反社会的勢力との関係遮断にあつては、組織全体として対応し、役員、従業員の安全を確保します。

3.反社会的勢力との裏取引や資金提供の禁止について

- ・反社会的勢力による不当要求が、役員従業員の不祥事を理由とするものであっても、その事実を隠ぺいするための裏取引や資金提供は一切行いません。

4.外部専門機関との連携について

- ・反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部の専門機関と緊密な連携関係を構築し、組織的に適正に対応します。

5.有事における民事と刑事の法的対応について

- ・反社会的勢力による不当要求等に対して一切応じず、民事と刑事の両面から法的対応を行います。

2021年5月1日作成